

都市農業の振興政策に関する意見書（案）

新鮮な食料・農産物を消費者の食卓に供給する都市農業は、都市の住民にとって、最も身近な存在である。ところが今、「農産物の価格は値下がりする一方なのに、固定資産税の負担が重くて農業が続けられない」、「代替わりの相続税を納めるために、農地を売り、面積が半分になった」など、農業を継続するのが困難だという声が農家から上がっている。

平成21年6月の都政モニターアンケートでは、東京に農業・農地を残したいと思う人は85%に達している。直売所や^ほ圃場販売、観光農園など、地産地消の利用も活発になっており、消費地に近くて輸送コストが掛からないという条件をいかして、住民の需要に合う農産物を少量・多品目で生産するなど、都市の農家も頑張ってきている。また、農地は、緑の環境や酸素の供給、防災機能など、都市生活に欠かせない多面的な役割も果たしている。

こうした都市の農業や農地を保全していくためには、制度として農地への固定資産税や相続税の負担軽減措置が不可欠である。また、本年3月末に政府が閣議決定した、新しい「食料・農業・農村基本計画」でも、都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市農業を守り、持続可能な振興を図ることなどを掲げ、都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを提起している。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、都市農業を窮地に追い込んでいる開発優先の都市計画や農地税制の改正に直ちに切り掛かるとともに、都市農業が果たす役割の重要性を評価し、農地を都市の重要な一部として保全するための都市農業の振興政策を実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣

あて